

富士河口湖町ねたきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭においてねたきり高齢者又は認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的な労苦に報いるとともに、要介護者の在宅生活の継続を図るため、高齢者を介護している家族に対し慰労金を支給することにより高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ねたきり高齢者」とは、要介護4又は5に相当する状態ある高齢者をいう。

2 この要綱において「認知症高齢者」とは、慰労金受給資格認定基準（別表1）に掲げる状態にある高齢者（以下「対象高齢者」という。）をいう。ただし、当該高齢者がねたきり高齢者及び認知症高齢者のいずれにも該当する場合は、ねたきり高齢者のみに該当するものとする。

3 この要綱において「基準日」とは、当該年度の7月1日及び1月1日をいう。

4 この要綱において「介護者」とは、ねたきり高齢者又は認知症高齢者と同居（隣地等に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっている場合などを含む。）する家族のうち主たる介護者をいう。

(対象者)

第3条 慰労金の支給対象者は、次の要件を備えている介護者とする。要件を満たさない月は支給しない。

(1) 富士河口湖町内に住所を有する介護者

(2) 基準日現在ねたきり高齢者又は認知症高齢者と同居している介護者

(3) 別に定める施設（別表2）に入所（1箇月に5日以内のショートステイの利用を除く。）していない者

(4) 次のすべての要件を満たす高齢者を、同一家庭において基準日前過去6箇月にわたり常時介護した介護者。ただし、被介護者の1箇月に5日以内の入院は、常時介護したものとみなす。

ア 基準日の属する年度の7月1日及び1月1日現在65歳以上の高齢者

イ 基準日前過去6箇月間富士河口湖町に住所を有する高齢者

ウ 基準日前過去6箇月間ねたきり高齢者又は認知症高齢者である高齢者

(5) 介護者に対して慰労金を支給する事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の第44項の規定に該当する地域支援事業として行う事業をいう。）の対象とならない介護者

(申請及び決定)

第4条 前条に該当するものが慰労金の支給を受けようとするときは、ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金受給資格認定申請書（様式第1号）を介護保険被保険者証の写を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、支給対象者と決定したときは、慰労金支給者名簿に登載し、ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金

受給資格決定通知書（様式第2号）を、認定基準に該当しないと認めるときは、ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給非該当通知書（様式第3号）を通知するものとする。

（慰労金の額）

第5条 慰労金の額は、1箇月当たり10,000円とする。

（支給時期）

第6条 慰労金は、毎年9月及び3月の2期にそれぞれ該当する月までの分を支払う。

（受給資格の消滅）

第7条 受給資格は、認定を受けた者（以下「資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。又、この受給資格が消滅したときは、ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金受給資格消滅通知書（様式第4号）により通知する。ただし、第1号に該当する場合は前月分までとする。

- (1) 被介護者が死亡したとき。
- (2) 第3条の規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 慰労金の支給を辞退したとき。

（慰労金の返還）

第8条 偽りその他の不正な手段により慰労金を受けた者があるときは、町長は当該慰労金をその者から返還させることができる。又この返還の請求は、ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金返還請求書（様式第5号）により通知する。

（現況届）

第9条 受給者は、毎年7月1日から7月31日及び1月1日から1月31日の間に、ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金現況届（様式第6号）により、町長に提出しなければならない。ただし、町長がその届出を要しないと認めるときはこの限りではない。

（異動届）

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金異動届（様式第7号）により、町長に届け出なければならない。

- (1) 第7条に掲げる受給資格の消滅に該当したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 受給者が変更になったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

認知症高齢者

「(1)認知症の状況」で「b,中度」に該当する項目が1項目以上あり、かつ「(2)問題行動の状況」で「a,重度」に該当する項目が1項目以上又は「b,中度」に該当する項目が2項目以上ある者

(1) 認知症の状況

| | a, 重度 | b, 中度 | c, 軽度 |
|--------|--|--|--|
| ア 記憶障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の名前が分からない ・寸前のことも忘れる | <ul style="list-style-type: none"> ・最近の出来事がわからない | <ul style="list-style-type: none"> ・物忘れ、置き忘れが目立つ |
| イ 失見当 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の部屋がわからない | <ul style="list-style-type: none"> ・時々自分の部屋がどこにあるかわからない | <ul style="list-style-type: none"> ・異なった環境におかれると一時的にどこにいるかわからなくなる |

(2) 問題行動の状況

| | a, 重度 | b, 中度 | c, 軽度 |
|----------|--|--|---|
| ア 攻撃的行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・他人の暴力をふるう | <ul style="list-style-type: none"> ・乱暴なふるまいを行なう | <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃的な言動 |
| イ 自傷行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体を傷つける | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の衣服を裂く破く |
| ウ 火の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・火を常にもてあそぶ | <ul style="list-style-type: none"> ・火の不始末が時々ある | <ul style="list-style-type: none"> ・火の不始末をすることがある |
| エ 徘徊 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外をあてもなく歩きまわる | <ul style="list-style-type: none"> ・家中をあてもなく歩きまわる | <ul style="list-style-type: none"> ・ときどき部屋内でうろうろする |
| オ 不穏興奮 | <ul style="list-style-type: none"> ・いつも興奮している ・夜間に大声を出して家族を起こす | <ul style="list-style-type: none"> ・しばしば興奮し、騒ぎたてる | <ul style="list-style-type: none"> ・時には興奮し、騒ぎたてる |
| カ 不潔行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・糞尿をもてあそぶ ・便を食べてしまう | <ul style="list-style-type: none"> ・場所をかまわず放尿、排便をする | <ul style="list-style-type: none"> ・衣服などを汚す |
| キ 失禁 | <ul style="list-style-type: none"> ・常に失禁する | <ul style="list-style-type: none"> ・ときどき失禁する | <ul style="list-style-type: none"> ・誘導すれば自分でトイレに行く |

別表 2（第 3 条関係）

- 1 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- 2 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 2 2 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 2 3 項に規定する指定介護療養型医療施設
- 3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 3 8 条第 1 項に規定する救護施設
- 4 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する障害者更正施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 5 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所において、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む）により入院し、又は入所した者について治療を行なうもの